

## 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙 2-1 くろまぐろ (小型魚))            第 1～第 4 (略)            第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  <u>大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u>  <u>は、次の 1 から 3 までに定めるとおりとする。</u></p> <p>1 くろまぐろ (小型魚) 大中型まき網漁業            (1) 当該大臣管理区分に関する事項                ① 水域                    中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)                ② 漁業の種類                    大中型まき網漁業 (許可省令第 2 条第 7 号に掲げる漁業をいう。)                ③ (略)            (2) 漁獲量の管理の手法等</p>	<p>(別紙 2-1 くろまぐろ (小型魚))            第 1～第 4 (略)            第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  <u>大臣管理区分は、大中型まき網漁業 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。)) 第 2 条第 7 号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)、かじき等流し網漁業等 (かじき等流し網漁業 (許可省令第 2 条第 10 号に掲げる漁業をいう。)) 及び東シナ海等かじき等流し網漁業 (許可省令第 2 条第 11 号に掲げる漁業をいう。)) をいう。以下この別紙において同じ。)</u> 及びかつお・まぐろ漁業 (許可省令第 2 条第 12 号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)) とし、それぞれの大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、<u>漁獲量の総量の管理とする。</u></p> <p>1 くろまぐろ (小型魚) 大中型まき網漁業            (1) 当該大臣管理区分に関する事項                ① 水域                    中西部太平洋条約海域 (許可省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)                ② 漁業の種類                    大中型まき網漁業                ③ (略)            (2) 漁獲量の管理の手法等</p>

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

かじき等流し網漁業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。）及び東シナ海等かじき等流し網漁業（同条第11号に掲げる漁業をいう。）をいう。）

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入し

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① (略)

② 漁業の種類

かじき等流し網漁業等

③ (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① (略)

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア (略)

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

ない。)

3 くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① （略）

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）

③ （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① （略）

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア （略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。)

第6 （略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 （略）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) （略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知

3 くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① （略）

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（この管理区分においては、許可省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）

③ （略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

① （略）

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア （略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 （略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 （略）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) （略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知

事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。  
)

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9（略）

（別紙2-2 くろまぐろ（大型魚））

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
は、次の1から4までに定めるとおりとする。

1 くろまぐろ（大型魚）大中小型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類

大中小型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。）

③（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日

事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。  
)

陸揚げした日から5日以内

第8・第9（略）

（別紙2-2 くろまぐろ（大型魚））

第1～第4（略）

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
大臣管理区分は、大中小型まき網漁業（許可省令第2条第7号  
に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）、かじき  
等流し網漁業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号  
に掲げる漁業をいう。）及び東シナ海等かじき等流し網漁業（  
許可省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。）をいう。以下こ  
の別紙において同じ。）及びかつお・まぐろ漁業（許可省令第  
2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。  
）とし、それぞれの大臣管理区分における漁獲量の管理の手法  
は、漁獲量の総量の管理とする。

1 くろまぐろ（大型魚）大中小型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

①（略）

② 漁業の種類

大中小型まき網漁業

③（略）

(2) 漁獲量の管理の手法等

①（略）

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア（略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日

から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

## 2 くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

① （略）

② 漁業の種類

かじき等流し網漁業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。）及び東シナ海等かじき等流し網漁業（同条第11号に掲げる漁業をいう。）をいう。）

③ （略）

### (2) 漁獲量の管理の手法等

① （略）

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア （略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

（削る。）

から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

## 2 くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

① （略）

② 漁業の種類

かじき等流し網漁業等

③ （略）

### (2) 漁獲量の管理の手法等

① （略）

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア （略）

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

## 3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（1月から3月まで）

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

3 くらまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

- ① （略）
- ② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）のうち、総トン数150トン未満の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（この管理区分及び4の管理区分においては、許可省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）

③ 漁獲可能期間

1月1日から同年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

4 くらまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（4月から12月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

- ① （略）
- ② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業

③ 漁獲可能期間  
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の11月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前管理年度の12月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

二つの管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の前々管理年度12月末日までの3年間をいう

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

(新設)

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせ管理を行うものとする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

(新設)

(新設)

。以下この管理区分において同じ。)における当該船舶のくろまぐろ(大型魚)の漁獲量(当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この別紙において同じ。)に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

(ア) (a)及び(b)を合計した割合(小数点第5位以下を切捨てたものとする。)

(a) 30パーセントを、申請のあった船舶(申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。)の総数で除することにより得た割合

(b) 70パーセントを、申請のあった船舶(申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。)ごとの基準期間におけるくろまぐろ(大型魚)の漁獲量に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

(ア) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間



におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

(イ) 基準期間の開始日以後漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定によるかつお・まぐろ漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定によりかつお・まぐろ漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する許可に係る船舶の基準期間におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の合計値

オ 漁獲割当割合の設定基準に従って令和6管理年度以降の漁獲割当割合を設定する際に、漁業者による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理が行われた令和3管理年度の漁獲量をどのように取り扱うかについて、当該管理年度終了後速やかに検討を行い、令和4管理年度中に結論を得る。

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格  
かつお・まぐろ漁業の許可又は起業の認可を受けた者

(新設)

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日  
12月15日まで

(新設)

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限  
陸揚げした日から3日以内（陸揚げ前にくろまぐろ（大型魚）の採捕に係る暫定的な情報を水産庁長官に報告している場合にあつては、5日以内）（いずれの期限にも行政機関の休日は算入しない。）

(新設)

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は1とする。

(新設)

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。

(新設)

4 くろまぐろ(大型魚)かつお・まぐろ漁業(漁獲量の総量の管理を行う区分)

(新設)

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいい、同省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。)のうち、釣りによって行うもの又は総トン数150トン以上の動力漁船により浮きはえ縄を使用して行うもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等  
1～3 （略）

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 （略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 （略）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) （略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8・第9 （略）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等  
1～3 （略）

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 （略）

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 （略）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) （略）

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

）

陸揚げした日から5日以内

第8・第9 （略）



## 附 則

### (施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙 2－2 第 5 の 3 を削る改正規定、別紙 2－2 第 5 の 4 の改正規定及び改正後の別紙 2－2 第 5 の 3 の次に第 5 の 4 を加える改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

(改正後の別紙 2－2 の第 5 のかつお・まぐろ漁業における漁獲割当て及び漁獲量の総量による管理の準備行為)

第二条 農林水産大臣は、施行日前においても、漁業法第十五条第一項第三号の規定により、改正後の別紙 2－2 第 5 の 3 及び同別紙第 5 の 4 の大臣管理区分に配分する数量（以下「大臣管理漁獲可能量」という。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定に基づき、大臣管理漁獲可能量が設定された改正後の別紙 2－2 第 5 の 3 の大臣管理区分において漁業法第十七条第一項の漁獲割当割合の設定を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。

- 3 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の設定の申請があつた場合においては、施行日前においても、漁業法第十七条及び第十八条の規定により、その設定を行うことができる。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の設定を受けた者に対し、施行日前においても、漁業法第十九条の規定により、年次漁獲割当量の設定を行うことができる。
- 5 農林水産大臣は、施行日前においても、漁業法第二十条の規定により、改正後の別紙 2 - 2 第 5 の 3 の大臣管理区分における漁獲割当てによる管理に係る漁獲割当管理原簿を作成し、当該大臣管理区分における漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定、移転及び取消しの管理を行うことができる。
- 6 改正後の別紙 2 - 2 第 5 の 3 の大臣管理区分において漁業法第二十一条第一項の漁獲割当割合の移転を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。
- 7 農林水産大臣は、前項の規定により漁獲割当割合の移転の申請があつた場合においては、施行日前においても、漁業法第二十一条の規定により、その認可をすることができる。
- 8 改正後の別紙 2 - 2 第 5 の 3 の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者が死亡し、解散し、又は分割（当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継させるものに限る。）をしたとき

は、施行日前においても、漁業法第二十一条の規定により、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等を承継した法人は、当該漁獲割当割合設定者の地位（相続又は分割により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を受けた船舶等の一部を承継した者にあつては、当該一部の船舶等に係る部分に限る。）を承継する。

9 改正後の別紙2-2第5の3の大臣管理区分において漁業法第二十二条第一項の年次漁獲割当量の移転を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定により、その申請をすることができる。

10 農林水産大臣は、前項の規定により年次漁獲割当量の移転の申請があつた場合においては、施行日前においても、漁業法第二十二条の規定により、その認可をすることができる。

11 改正後の別紙2-2第5の3の大臣管理区分における年次漁獲割当量設定者が死亡し、解散し、又は分割（当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継させるものに限る。）をしたときは、施行日前においても、漁業法第二十二条の規定により、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議によ

り当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該大臣管理区分における年次漁獲割当量を承継した法人は、当該年次漁獲割当量設定者の地位（相続又は分割により当該大臣管理区分における年次漁獲割当量の一部を承継した者にあつては、当該一部の年次漁獲割当量に係る部分に限る。）を承継する。

12 農林水産大臣は、改正後の別紙 2 - 2 第 5 の 3 の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が漁業法第十八条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当することとなった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十三条の規定により、これらの者が設定を受けた当該大臣管理区分における漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消さなければならない。

13 農林水産大臣は、改正後の別紙 2 - 2 第 5 の 3 の大臣管理区分における漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、施行日前においても、漁業法第二十三条の規定により、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消すことができる。

一 漁業法第十七条第四項の規定により当該大臣管理区分における漁獲割当割合の設定を有資格者に限る



場合において、有資格者でなくなった場合

二 漁業法第十八条第一項第五号に掲げる者に該当することとなった場合